

完了後の評価個表

事業名	国有林直轄治山事業 (防災林造成)	事業実施期間	平成11年度～平成24年度 (14年間)
事業実施地区名 (都道府県名)	紋別海岸 (もんべつかいがん) (北海道)	事業実施主体	北海道森林管理局 網走西部森林管理署 西紋別支署
完了後経過年数	5年	管理主体	北海道森林管理局 網走西部森林管理署 西紋別支署
事業の概要・目的	<p>本地区は北海道紋別市南東部に位置し、昭和33年海岸防災林事業により造成された防風保安林である。昭和48年頃から海岸侵食が始まり、徐々に林地の崩壊が拡大していたが、平成2年頃から崩壊が急激に進行し、防風機能の低下による後背地の農牧地や国道等への被害が懸念されていた。</p> <p>このため、林地の侵食を防ぎ防風保安林の機能維持を図ると共に、流出した林帯の復旧等により保安林の機能を増進し、林帯より内陸部の保全を図るには、大規模で継続的な治山事業の必要があることから、平成11年度から平成24年度を事業期間として本事業を実施したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：傾斜護岸工 2,200 m ・総事業費 3,591,641千円（税抜き3,420,610千円） (平成20年度の評価時点 3,000,000千円※) 		
① 費用便益分析の算定基礎となった要因の変化	<p>平成20年度期中の評価時からの要因の変化として、本地区の保全対象となっていた防風保安林林帯より内陸部の農地が、平成21年度に道立公園「オホーツク流水公園」として一部開園になったことから、潮害軽減便益（塩害）が追加され、総便益が増加している。</p> <p>また、平成28年度の「林野公共事業における事前評価の手法について」の一部改正等により海岸侵食防止を見直したため、便益が減少した。</p> <p>なお、費用便益分析の結果は以下のとおりである。</p> <p>総便益 (B) 7,179,662千円 (平成20年度の評価時点：5,814,774千円※) 総費用 (C) 5,333,680千円 (平成20年度の評価時点：3,495,557千円※) 分析結果 (B/C) 1.35 (平成20年度の評価時点：1.66 ※)</p>		
② 事業効果の発現状況	<p>本事業により、侵食の拡大の防止、崩壊地の復旧が図られたことで林帯が維持されており、保全対象への被害を抑制していることから、事業効果が十分に発揮されている。</p>		
③ 事業により整備された施設の管理状況	<p>本事業により整備した治山施設については、網走西部森林管理署西紋別支署において定期的に治山施設の点検を行うなど適切に管理されている。</p>		
④ 事業実施による環境の変化	<p>本事業の実施により林地の侵食を防止し、森林を保全できたことにより、周辺（道立公園等）との調和が図られてきている。</p>		
⑤ 社会経済情勢の変化	<p>事業当初から貝類、サケ、マス等の漁業が地元の主要産業であり、前回評価時と比べ社会経済情勢の特段の変化はない。</p> <p>事業対象地の内陸部で計画されていた道立公園『オホーツク流水公園』が平成21年11月より一部開園され、平成26年7月に全面供用となっている。</p> <p>保全対象：国道238号、オホーツク紋別空港、 道立公園オホーツク流水公園(39.4ha)</p>		
⑥ 今後の課題等	<p>国土保全機能、防風機能等を長期にわたって発揮させるため、治山施設の維持管理を適切に行うとともに、森林整備を含め適切に森林を管理していく必要がある。</p> <p>また、強風等に伴う波浪により傾斜護岸が被災するなどしていることから、復旧及び被災原因の分析により施設配置計画を策定し、傾斜護岸の前面への根固工を実施することで施設の被害を抑制するため事業を実施している。</p> <p>地元の意見： 治山事業の実施により、海岸の侵食がくい止められるなど、復旧対策は有効に機能していると思われます。また本事業箇所は、北海道が管理している広域公園の後背地に位置しており、自然とのふれあいや地域が誇れる景観を、地域住民をはじめとして、広く来場者に提供するため、安全・景観に配慮した整備が必要とされております。今後も周辺環境に配慮し、関係機関とも連携のうえ、引き続き治山事業の継続実施へのご配慮をお願い致します。（紋別市）</p> <p>紋別海岸については、海岸防災林として強風被害から後背地にある道路・農地等を保全してきたところですが、近年、海岸侵食が進み林地が後退してきている状況から</p>		

	当該事業により護岸工等の林地保全対策を実施した結果、事業完了後は林帯の消失、流木・海岸汚濁は軽減し、防風保安林の機能維持等の事業効果が発揮されているものと考えます。（北海道）
森林管理局事業評価技術検討会の意見	事業の効果が発揮されていると認められる。
評価結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性 林地の侵食、森林の消失防止状況を踏まえ、放置すれば林地侵食の拡大による土砂等により、保安林林帯より内陸部の保全対象に被害を及ぼすおそれがあったことから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性 対策工の計画に当たっては現地に応じた効率・効果的な工種・工法で検討されており、事業実施に当たっても現地の状況に応じた効果的な防潮護岸工を採用するとともに、盛土に現地発生材の流用等を行う等、コスト縮減に努めていたことから、効率性が認められる。 ・ 有効性 治山事業の実施により、海岸の侵食が防止され、保安林の荒廃抑制、潮害軽減が図られていると考えられ事業の有効性が認められる。

※平成20年度の評価時点における数値については、消費税を含んだ数値である。